

旅行関係団体 御中  
旅行会社 御中

別市税第 4-0220 号  
平 30 年 6 月 27 日

別府市長 長 野 恭 紘



### 入湯税引上げ施行日決定のお知らせ

皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、日頃より本市税務行政にご理解とご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

平成 30 年 4 月 27 日付別市税第 4-0066 号にて、入湯税引上げについてお知らせをいたしました。このたび条例改正案を 6 月議会に提出し、入湯税引上げを平成 31 年 4 月 1 日に施行することが決まりましたことをお知らせいたします。(6 月 27 日議決)

#### 記

- 1 施行日 平成 31 年 4 月 1 日
- 2 目的 観光振興等の目的税である入湯税の超過課税を実施し、観光予算を安定的な財源として確保することにより、基幹産業である観光産業を推進し、将来に向けて市民生活の維持・向上を図ります

#### 3 税率

宿泊料金または飲食料金が	金 額		
	改正後	改正前	
1,500円以上2,000円以下	50円	50円	現行据え置き
2,001円以上4,500円以下	100円	100円	〃
4,501円以上6,000円以下	150円	150円	〃
<b>6,001円以上50,000円以下</b>	<b>250円</b>	<b>150円</b>	<b>引上げ</b>
<b>50,001円以上</b>	<b>500円</b>	<b>150円</b>	<b>〃</b>

※平成 31 年 3 月 31 日から 4 月 1 日にかけて宿泊の場合は旧税率適用となります

#### 4 課税期間 施行日より 5 年間

この通知文をデータとして送付ご希望であれば右記アドレスにご連絡ください

#### 【お問合せ先】

別府市総務部市民税課 税制係  
電話 0977-21-1119(直通)  
E-mail:tax-pf@city.beppu.lg.jp